平成２９年（フ）第４５３号
川崎市宮前区野川2237番地　野川南台アパート　23―105、前住所川崎市高津区子母口91番地２
債務者　常山地圖子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５７号
川崎市中原区上平間1152番地　上平間ハイム１―310
債務者　齋藤　勝治
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目69番地９　ジョイフル武蔵小杉　205
債務者　田村　健斗
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６９号
川崎市川崎区大師河原１丁目４番15号　川崎第一寮　６号室
債務者　大久保洋二
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７７号
川崎市幸区矢上11番15号
債務者　高篠　　亮
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９８号
川崎市高津区子母口485番地　ハートランド川崎
債務者　掛野　正美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２６号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目18番12号　ベルフォーレ赤嶺　301
債務者　岡本　留美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
茨城県ひたちなか市大字東石川3558番地２
債務者　中嶋　秀一
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９９号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地の17
債務者　秋元　智博
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２０８号
茨城県水戸市見川５丁目295番地の２　市営見川住宅３棟103号
債務者　川上　　隆
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２２５号
茨城県常陸大宮市野上1932番地の２
債務者　木村はつ江
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２４０号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2525番地の236
債務者　大内みどり
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２６５号
茨城県常陸大宮市野上1607番地の316
債務者　岡﨑　光夫
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１８０号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1351番地10
債務者　韓　　真慧（ＨＡＮ　ＣＨＥＮ　ＨＵＩ）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９９号
群馬県渋川市有馬480番地１　有馬ハイツＢ棟201号室
債務者　斎藤　利克（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０７号
群馬県伊勢崎市富塚町236番地１　ＣＨＩＹＡ　ＨＯＵＳＥ１Ａ
債務者　髙野　義孝
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１０号
群馬県伊勢崎市昭和町3808番地　ロイヤルマンションペペ302
債務者　亀井　利雄
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係